

NPDI第6回外相会合 NPT運用検討会議第2回準備委員会に提出の作業文書 「核兵器国における保障措置の適用拡大」(概要)

現状・問題の所在

- 核兵器国と非核兵器国との間に存在する保障措置上の義務のアンバランスの解消の必要性。
- 核兵器国における保障措置には以下のような裁量・適用除外が盛り込まれている。
 - ① 平和目的の核物質であってもIAEAに申告しない裁量。
 - ② 保障措置下の核物質・施設の一部適用除外。
 - ③ 軍事目的で必要がなくなった核物質を再び軍事利用へ逆戻りさせることを許容。
- 2010年NPT運用検討会議最終文書は核不拡散の取組の一環として、核兵器国における保障措置の適用拡大を求めている。

取るべきアクション

- 核兵器国に対し、以下の探求について促す。
 - ① 平和目的の核物質及び施設に対し最大限の保障措置が適用されるよう、自発的保障措置協定の運用見直し・手直し。
 - ② 核兵器国のIAEA追加議定書の適用範囲拡大。
 - ③ 軍事目的で必要がなくなった核物質も不可逆的に保障措置下に置くことを可能とするための仕組み作り。
 - ④ IAEAによる保障措置の対象とされた核物質及び施設に対する必要なアクセス実施のための財源確保。
- 2015年NPT運用検討会議に向け、核兵器国が以下を行うことを提案。
 - ① 透明性に関する報告フォームを用いて2014年の準備委員会に報告。
 - ② 保障措置適用拡大に必要な資金の手当の方途について見解を報告。